

天津大野木マイツニューズレター

8月号

2007年8月3日 担当：安達 友信

利益配当は年内に！！

去る3月16日に全人代で審議採決された、新企業所得税法は内資企業及び外資企業の課税取扱いを統一化したものであり、外資企業に認められていた各種優遇政策のいくつかは廃止される見込みです。廃止が見込まれる優遇政策のうち、外国投資者への利益配当の際の源泉税免税と利益をもってする再投資の還付があります。

現行税法と新企業所得税法における、利益配当と国内再投資の優遇政策及び日本親会社の外国税額控除についてご案内いたします。

1. 配当金送金に係る源泉徴収

(1) 現行法

外国側投資者が外商投資企業から取得した利益は所得税を免除。

(2) 新企業所得税法

原則20%の企業所得税源泉徴収。ただし、国務院は減税、免税とすることが出来るとされており、減免税となる可能性も残されている。

(3) 日中租税条約

配当金は、源泉徴収税率10%。

⇒ 国務院から公布される実施細則等で免税とならない場合、日中租税条約の規定に基づき源泉徴収税率10%で課税されます。

2. 利益の資本組入れと再投資の優遇税制

(1) 再投資還付の優遇税制

①現行税法

中国現地法人の日本親会社が、当該中国現地法人から受け取った利益について、**国外へ送金せずに**、当該中国現地法人の増資資金に直接充てるか、経営期間が5年以上を予定している他の外商投資企業に直接再投資した場合には、一定の手続きを行い所轄税務局の承認を得て、その再投資額に対応する当該中国現地法人が既に納付した企業所得税の**40%**（製品輸出型企業やハイテク企業等一定の企業の場合には100%）分が、日本親会社に還付される。

②新企業所得税法

当該優遇政策は廃止が見込まれています。

(2) 当該還付金の処理

当該還付金は、中国現地法人の外国投資者に対して支払われるものです。

このため、中国現地法人が当該還付金を受領した場合には、日本親会社に対する預り金として処理します。また、当該還付金は、日本親会社に対して外貨送金する事もできます。

なお、日本親会社が当該還付金を放棄した場合には、中国現地法人では当該預り金について返済義務が消滅し収益計上をする事になります。

3. 外国投資者側での外国税額控除

(1) 現行税法では

「日中租税条約」の規定により外資独資企業からの配当金については20%、合弁企業については10%のみなし外国税額控除（直接控除）を受けることができます。

(2) 新企業所得税法では

外資独資企業からの配当金について、10%のみなし外国税額控除（直接控除）ができるものと予想されます。

(3) 間接税額控除について

配当金に係る源泉徴収税額に対する直接外国税額控除以外に、配当金の原資となった中国子会社の利益に対して中国で課された企業所得税のうち日本投資者が支払を受けた配当金に対応する部分として一定の金額について間接税額控除を受けることができます。

中国子会社が優遇政策により2免3減や優遇税率により免税や低税率で課税されていた場合でも、日本親会社での間接税額控除では標準税率33%で課税されたものとみなして計算する事ができるとされています。

ただし、新企業所得税法施行後の標準税率は25%となり、優遇税制も廃止されるため、みなし間接税額控除の税務メリットが小さくなってしまいます。

4. まとめ

新企業所得税法の減税・免税政策については、これから公布される実施細則にて明確にされるものと思われませんが、新企業所得税法は内資企業と外資企業との課税取扱いを共通化することを目的としているため、これまで認められていた外資優遇政策は大幅に縮小する事が予想されています。このため、外国投資者に対する利益配当の免税及び利益をもってする国内再投資の税金還付政策は廃止となる可能性が高いと予想されておりますので、優遇税制のメリットを享受するためには、利益配当及び再投資は2007年内に完結するように手続きをされたほうが安全です。

(完)